

市民・事業者のみなさま

令和6年4月1日から

事業者による合理的配慮の提供が義務となります



障害者差別解消法の改正により、事業者による障がいのある方への「合理的配慮」の提供が義務となります。

事業者のみなさまに障がいのあるお客様などから配慮を求められた場合、負担が重すぎない範囲でご対応をいただくことが求められます。

障がいのある人、ない人、誰もが、お互いを認め、支えあい、ともに暮らしていく松江の共生社会づくりに、ご協力いただきますようお願いいたします。

合理的配慮とは？

障がいのある人から、社会の中のバリアを取り除くための何らかの求めがあった場合、本人と対話しながら、負担が重すぎない範囲でご対応いただくことです。

事業者の範囲は？

会社、お店、民間団体など事業を行うものであり、法人格の有無や、営利・非営利は問いません。個人事業主、NPO 法人も含まれます。

障害者差別解消法での規定状況

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関	禁止です	義務です
事業者	禁止です	令和6年4月1日から 義務になります (これまでは努力義務)

※この他、障害者雇用促進法でも、事業主による差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が義務となっています。

合理的配慮の相談窓口

- 松江市健康福祉部障がい者福祉課
TEL 0852-55-5304 FAX 0852-55-5309
E-mail: s-fukushi@city.matsue.lg.jp
- 松江市障がい者
基幹相談支援センター絆
TEL 0852-60-0400 FAX 0852-21-4001
E-mail: kizuna@matsue-kikan.org

「障がい理解」の出前講座もご活用ください。企業、団体でも活用いただいています！



法改正について市ホームページでも掲載中！



裏面に合理的配慮の事例を掲載しています

事業者による合理的配慮の事例

国(内閣府)の参考ページ

○障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト
<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/> →

○合理的配慮等具体例データ集
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/> →



合理的配慮の提供【例】

視覚障がい	○驚かせることのないように正面から「私は〇〇ですが何かお手伝いしましょうか?」と声をかける ○本人の意思を十分に確認しながら書類の記入やタッチパネルの操作などを代行
聴覚・言語障がい	○筆談、コミュニケーションボードなど、見て分かる方法で意思疎通を行う ○言語障がいにより聞き取りにくい場合には、分かったふりをせず、本人の言いたい内容をよく確認して対応する
肢体不自由	○列に並ぶことが難しいときには、列から外れて順番を待てるようにする ○本人の意思を十分に確認し、書類の記入やタッチパネルの操作などを代行
知的障がい	○ゆっくりはっきりと話す また、写真や絵などの視覚的に分かりやすいものを交えての話し方や、表記をする ○資料などを簡単な文章で作成したり、フリガナを付したりする
精神障がい	○不安など、気持ちが不安定になった場合は、別室など落ち着ける場所で休ませる
発達障がい	○ゆっくりはっきりと話す また、写真や絵などの視覚的に分かりやすいものを交えての話し方や、表記をする ○騒がしい場所が苦手な人には、なるべく静かな場所を用意する

全般的な対応のポイント

○障がいを理解する

障がいの種類や個人によって対応の仕方が異なります。相手の身を考えた確かな援助を行うには、障がいの特性などへの理解と、話を聞く気持ちが大切です。

○対話する

本人の求めが何なのか、何をすれば本人にとってのバリアを除くことができるのか、本人と対話をしながら解決策を見つけること、またはその姿勢が大切です。

○やさしい口調、姿勢で接する

障がいのある人、ない人に限らず、相手の尊厳を守り、やさしく丁寧に接しましょう。

※市では、「障がい理解」、「手話」をテーマにした出前講座を設けていますのでご活用ください。